

エチゴ俱楽部入会申込書

エチゴ俱楽部 御中

(申込日) 令和 年 月 日

私は「エチゴライト俱楽部」の趣旨に賛同し、会員規約を承認のうえ入会を申し込みます。

お申込者	お名前	フリガナ				生年月日		
						印	明治 昭和 大正	年 月 日 生
お勤先	会社名	〒						
	所在地	〒						
ご家族	登録者氏名(2親等以内)	続柄	年齢	同居別居	登録者氏名(2親等以内)	続柄	年齢	同居別居
				同・別				同・別
				同・別				同・別
				同・別				同・別
				同・別				同・別

安心と信頼の「エチゴライト俱楽部」会員規約

第1条(目的)

エチゴライト俱楽部の趣旨に賛同し入会した会員または会員の2親等以内の者(以下「会員等」という)が死亡した際(樹越後に葬儀施行の申込みをしたときは、会員等の遺族または相続(以下「遺族等」という)に対し相互扶助の精神に基づき葬儀費用の事前準備、生前予約、各種相談サービスを提供することにより会員の利便を図り、会員の精神的・経済的負担を軽減することを目的とします。

第2条(会員の資格)

1. 本会の趣旨に賛同し、「エチゴライト俱楽部」規約(会員規約)を承認し、所定の会続を完了し、本会が入会を認めた方とします。
2. 入会できる年齢は、原則として満20歳以上から80才までの方とします。
3. 入会申込書に記した内容に虚偽の記載があったときは、入会を認めないことがあります。

第3条(入会手続)

1. 入会の申込みは、所定の入会申込書に必要事項を記入し署名捺印の上、第6条に定める入会金を納入していただきます。
2. 「エチゴタイと俱楽部」入会申込書に基づき所定の契約手続を行い、「エチゴライト俱楽部」の会員であることを証する「会員証書」を交付します。

第4条(会員資格期限)

会員の資格は終身(生涯資格)とします。

第5条(告知義務違反による契約の解除)

入会申し込み際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったかまたは事実でないことを軽記した場合は契約は解除されます。

第6条(入会金及び入会金の払込み)

1. 入会金は1会員10,000円とします。
2. 入会金は入会申込み時に現金により一括払いとします。入会金は返還しません。

第7条(葬儀施行の適用範囲)

葬儀施行の適用範囲は、会員本人及び入会時に登録された会員の2親等以内の方とします。

第8条(葬儀施行の申込み)

会員等が死亡し、株式会社越後に對し葬儀の施行を申込む時は、必ず会員証書を提示するものとします。

第9条(会員等の特典等)

会員等は、会員等の希望により次の特典を受けることができます。

1. 生命保険(変額終身保険)による「葬儀費用の事前準備」制度の利用
2. 「事前予約」の制度の利用
3. 「法律・税務・各種手続等の相談サービス」
ただし、相談サービスの内容によっては有料の場合もあります。

第10条(更事項の届け出)

1. 会員は、入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに本部に変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の変更届がなかった場合は、葬儀の施行が受けられないことがあります。

第11条(会員証の再交付等)

1. 会員は、会員証書を盗難・紛失あるいは毀損した場合は、再交付を受けることができます。
2. 再交付後の旧会員証書は無効となります。
3. 再交付に係る実費は会員の負担とします。

第12条(葬儀の施行及び会員の特典が受けられない場合)

次の場合は、葬儀の施行及び第9条に定める会員の特典は受けられないことがあります。

1. 入会申込みの際、申込者または会員が故意または重大な過失により入会申込書に事実を告知しなかったかまたは事実でないことを軽記した場合は契約は解除されます。
2. 会員であることが確認できないとき。
3. 天変地異等特殊な事情により加盟葬儀社が葬儀の施行ができない状況が生じたとき。

第13条(葬儀の施行の範囲)

原則として葬儀の施行の範囲は富山県内とする。

第14条(会員資格の終了)

会員の権利は葬儀の施行をもって終了致します。継続を御希望の場合は、再度入会手続きをお願いします。

第15条(クーリングオフ・入会申し込みの取消し)

入会を申込まれた方は、入会申込書(控)を受領したを含む8日間は、本会に対し書面により入会申込みの撤回をすることができます。その効は書面(封書・ハガキ)を発送したときから生じます。この場合入会申込みの方には一切費用負担はなく、またすでに納入された入会金遅延なく全額返還します。

第16条(協議解決)

本規約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、会員及びエチゴライト俱楽部、株式会社越後にて誠実に協議解決するものとします。

第17条(問い合わせ・相談窓口)

この契約について問い合わせ及び相談窓口は、次の場所で行います。

エチゴライト俱楽部 TEL:0766-92-4441
〒934-0005 富山県射水市善光寺17-22
株式会社越後内